

平成21年3月10日

各位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者 代表執行役社長 八城 政基
(コード番号 : 8303 東証第一部)

預金保険機構に対する補償請求訴訟の和解について

当行は、預金保険機構、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィおよび当行の間の平成12年2月9日付株式売買契約(以下「株式売買契約」といいます。)に基づいて、預金保険機構に対して、破産者イ・アイ・イー・インターナショナルおよびその関係者との訴訟により当行に生じた損害等約134億円の補償を求める訴訟ほか計3件の補償請求訴訟を提起していましたが(和解時における請求金額の合計約150億円)、これら3件の訴訟について、預金保険機構が当行に対し、平成21年3月末日までに110億円を支払う旨の訴訟上の和解が、本日、東京地方裁判所において成立しましたので、お知らせします。この和解により、当行と預金保険機構との間で係属中の訴訟はすべて終結いたしました。

なお、引当金の計上を含む会計処理を実施済みであることから、本件による業績予想の修正はございません。

以上